

支援センターだより
No. 8

なぜ必要？

税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター

(公益活動対策部)

東北税理士会成年後見支援センターだよりの8回目は、後見人の業務である財産管理についてです。

1 はじめに

成年後見人等の仕事は、成年被後見人の財産管理と身上監護とされています。身上監護については支援センターだよりNo.6で説明しましたので、今回は財産管理について今月と来月の2回に渡って説明していきたいと思えます。

2 財産管理とは

成年後見制度という財産管理とは、単に財産を管理するのではなく、被後見人の身上に配慮し財産を活用するという考えのもとに行うものです。

(1) 財産の調査

財産目録を作成し、財産の調査を行います。方法は、相続税

の財産目録の作成と変わりません。ただし、裁判所への提出は、就任後1カ月以内です。

不動産や有価証券については評価の必要はありませんが、財産及び負債に関してチェックリストを作成し、その保管場所、名義、使用状況を調査します。

成年後見では実際にその財産を預からなくてはならないので、確実に保管するために金庫等の保管場所を用意する必要があります。

本人の生活状況、預金通帳、関係者の聞き取りなどから年間の収支予定表を作成します。収支なので、発生主義ではなく現金ベースです。

成年被後見人との間の債権債務

本人と成年後見人との間の債権債務は、財産目録提出時に申し立てます。成年後見人が債権

を有する場合は、申し出を行わないとその権利を失います。

(3) 財産及び負債の引継ぎ

財産及び負債に関する書類等を引継ぎます。その際、誰から、いつ、どのように引き渡されたかを記録しておきます。引渡し確認書やその控え(後見人用)も用意しておきます。

財産の引継ぎは、申立時に作成した財産目録を基にして行います。

①土地

固定資産税の記録や登記事項証明、公図などから本人の所有不動産を確認し、権利証や賃貸借契約書も預かります。また、不法に占有をしている者や建築物がないかも確認します。

②家屋

土地と同様ですが、本人が施設入所などで無人となっている場合には、防犯上や防災上問題となっている場合もあるので、大家や近隣から事情を聞くことも大切です。

③有価証券

上場株式については証券会社に保護預かりとなっている場合が多いので残高証明の取得で足りませんが、念を入れて証券管理代行会社に確認することもできます。

証券会社、証券管理代行会社

とも成年後見制度に関する届出を提出し、配当振込先(銀行の口座名が変更になるため)、書類の送付先等の変更の手続をします。

同族会社などの株式は、会社に連絡し株主権の行使に必要な手続や連絡先変更の手続をします。中小企業では、成年後見制度に対する知識が不足している場合もあるので注意が必要です。

本人が在宅で独居の場合、多額の現金を自宅に保管している場合は、ケースワーカーなどの第三者立会いの下で調査をする必要があります。また、地域福祉権利擁護事業での財産預かりサービスを利用している場合などはそこから報告を受け、引き続きサービスが継続できるか否かを確認します。

④現金

預金通帳は、速やかに記帳し、銀行印・カード等の引渡しを受け、金融機関に成年後見制度に関する届出書を提出します。

金融機関には、預貯金の名義を「○○○成年後見人×××」と変更します。不要な口座は整理解約し、支払に関する自動引落しや年金、各種手当てなどの収入口座は一本化した方が実

務上便利です。カードの発行が可能な金融機関もあります。

その他に生命保険・損害保険、借入金などの債務、年金、貴金属等、貸金庫、郵便物の転送届等の手続がありますが、来月に説明したいと思えます。

3 おわりに

財産管理は、税理士の私たちに託しては職能を生かせる職務だと思えます。又、近年、親族の後見人による財産の横領事例が度々報道されております。

税理士の成年後見人はいまだかつて横領等の不祥事は起こしていないとのことで、今後、裁判所や親族等から就任要望が増えることが予想されます。

私たち税理士は、高い専門知識と倫理観を備えて、これからの高齢化社会において社会的貢献を果たしていきたいものです。

なお、上記の説明文は「税理士のための成年後見ガイドブック」(財産管理を中心として)より引用しております。このガイドブックは研修を受講された会員に配布されますので、興味のある会員の方は研修の受講をお願いいたします。

(相談員 佐々木哲男)